

新潟市秋葉区農業委員会 1月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年1月29日（金）午後3時30分から午後4時22分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15人)

委員	1番	鈴木 儀一
委員	2番	長井 範親
委員	3番	砂原 剛
農政振興部会長	4番	佐藤 英一
委員	6番	笠原 綱生
農地部会長	7番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上 静男
委員	9番	早川 秀則
委員	10番	窪田 陽一
委員	11番	上田 一男
会長	12番	小倉 栄造
委員	13番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14番	平野 榮治
委員	15番	松田 洋一
委員	16番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5番 佐々木 和美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

6番 笠原 綱生
8番 坂上 静男

第2 議事

議案第 26号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 27号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第 28号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
議案第 29号 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和3年1月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は5番佐々木委員から欠席届をいただいているが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願ひいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので6番・笠原委員、8番・坂上委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長	議案第 26 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (白川係長)	<p>議案書 1 ページ、議案第 26 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。</p> <p>利用権設定の新規分、新津地区 22 件、小須戸地区 15 件、筆数 205 筆、面積 165, 326 m²であります。</p> <p>9 ページからは利用権の更新分、新津地区 49 件、小須戸地区 15 件、筆数 456 筆、面積 389, 335 m²であります。</p> <p>22 ページは売買で、新津地区 1 件、筆数 4 筆、面積 2, 550 m²であります。</p> <p>23 ページは利用権の移転分、新津地区 1 件、筆数 7 筆、面積 9, 117 m²であります。</p> <p>24 ページからは中間管理事業分、新津地区 78 件、小須戸地区 26 件、筆数 777 筆、面積 650, 299 m²であります。</p> <p>45 ページは、新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、令和 3 年 2 月 15 日となります。</p> <p>46 ページには地区別実績表を添付いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。
	(委員退席)
議長	ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第 26 号は、原案のとおり決定しました。 ここで退席委員の入室を許可します。
	(退席委員入室)
議長	それでは次に移ります。 議案第 27 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (田中係長)	議案第 27 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明します。 議案書 47 ページ、番号 1、全体地図中、5 条 - 1 をご覧ください。 譲受人 A 氏、譲渡人 B 氏、 大鹿地区の案件で、稻月推進委員の担当地区です。 本件は露天駐車場許可申請で、住宅地に隣接する当該申請地を含む約 200 m ² に 6 台分の駐車場を設置するものです。 申請地は農振農用地区域外農地、休耕田 1 筆、98m ² で、10ha の一団の農地に接続することから第 1 種農地と判定し、既存施設の 1/2 を超えない範囲の転用であれば許可できるものです。 なお、本件は農地部会に付されました。 次に、議案書 47 ページ、番号 2、全体地図中、5 条 - 2 をご覧ください。 貸付人 C 氏、借受人 D 株式会社代表取締役 E 氏、 車場地区の案件で、高橋推進委員の担当地区です。 本件は、昨年 7 月総会議案第 13 号 1 番の高齢者支援施設建設に係る受注業者が、工事期間の従事者用露天駐車場設置を目的とし、賃貸借権の設定および一時転用を申請したものです。 申請地は農振農用地区域外農地、畠 2 畠、789m ² で、市街化区域に隣接する 10 ha 未満の一団の農地に存することから第 2 種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえ許可されるものであり、本件はその設置目的に鑑み申請地は妥当と判断されます。 なお、本件は農地部会に付されました。 また、前述 2 件において、移転行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。 以上、事務局説明を終わります。
議長	ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

令和3年1月26日に開催されました農地部会における、農地法第5条許可申請2件について報告します。

議案書47ページ1番の案件です。

本件の転用者A氏の代理人F氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、自家用車及び農業用機械の台数が増え、現況の敷地内では出し入れが非常に困難であるとともに、国道460号が交通量も多く、かつ見通しが悪いため、自宅裏の市道を出入口とし、危険回避を目的として所有者に購入を打診したとのことでした。

部会に先立ち現地調査を行ったところ、申し出通りの状況が確認できたため、部会としては申請を妥当と認め、許可後は申請通り転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

次に、議案書47ページ2番の案件です。

本件の借受人D株式会社、社員G氏及びH氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、申請者は昨年7月総会議案第13号1番の許可案件に関する受注業者であり、工事着手後の現場従事者増加に伴い、通勤用車両が当初見込みより増大したため、追加で申請に及んだとのことでした。

本申請による設置予定台数を尋ねたところ、25台を見込み、その状況が引き渡し期限である本年9月まで続くとのことでしたので、周辺耕作者への影響もあることから、周知の状況について尋ねたところ、対応しているとのことでした。

部会としては申請を妥当と認め、許可後は申請通り転用するよう指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 27 号は、原案のとおり決定しました。

議長 次に、追加議案の
議案第 28 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について
を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 追加議案書 1 ページ、番号 1、全体地図中、番号 3 条 - 1 をご覧ください。
(田中係長) 貸付人 I 氏、借受人 J 氏、
東金沢地区の案件で、杉山推進委員の担当地区です。
本件は、使用貸借権設定に係る許可申請で、申請面積は畠 1 筆 198 m² です。

讓受人は水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 3.7 ha の栽培を予定しております。

讓受人は自宅裏に育苗用ビニルハウスを設置しておりますが、当該地の所有者が県外在住であるため、正式な権利設定をすることで将来にわたる通路等の確保を目的として貸付人に使用貸借権設定の申出をしたもので

す。

なお、申請地は農振農用地区域外農地です。

また、本件は農地部会に付されました。

次に、追加議案書 1 ページ、番号 2、全体地図中、3 条 - 2 をご覧ください。

譲渡人、合同会社 K 代表社員 L 氏、譲受人 M 氏、
六郷地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。
本件は、売買による所有権移転の許可申請で、申請面積は畠 2 筆 1077 m² です。

譲受人は水稻及び蔬菜を主体とした経営で、申請地と合わせて約 3.6 ha の栽培を予定しております。

譲渡人は遺贈により農地を取得した一般法人で、近年管理がままならない状況であったため、譲受人に売買の申出をしたものです。

申請地は農振農用地区域外農地で、10 アール当たりの対価は 25 万円で

す。

また、本件は農地部会に付されました。

次に、追加議案書 1 ページ、番号 3、全体地図中、3 条 - 3 をご覧ください。

譲渡人 N 氏、譲受人 O 氏、

七日町地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

本件は、贈与による所有権移転の許可申請で、申請面積は畠 1 筆 264 m² です。

譲受人は水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 2.9 ha の栽培を予定しております。

譲渡人は労働力不足により近年管理がままならない状況であるため、譲受人に贈与の申出をしたものです。

申請地は農振農用地区域内農地です。

また、本件譲受人は昨年 11 月に別件で部会による適格性の審査が行われていることから、本件は 6 か月以内の再審査は省略する旨の申し合せにより部会省略案件となりました。

次に、追加議案書 1 ページ、番号 4、全体地図中、3 条 - 4 をご覧ください。

譲渡人 P 氏、譲受人 Q 氏、

六郷地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請で、申請面積は畠 1 筆 37 m² です。

譲受人は水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 1.4 ha の栽培を予定しております。

譲渡人は労働力不足により、近年管理がままならない状況であったため、譲受人に売買の申出をしたものです。

申請地は農振農用地区域外農地で、10 アール当たりの対価は 22, 400 円です。

また、申し合せにより、100 m² 未満につき部会省略となりました。

なお、前述 4 件について、移転行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開

かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第3条許可申請2件について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人J氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、周辺地区の圃場整備に伴う土地改良の測量結果により、従来使用していた育苗ハウスが当該地の境界を越えていたことが判明したため、地区在住の兄弟を通して県外在住の所有者と協議を行ったところ、所有権の移転には応じがたいとのことだったため、使用貸借になったとのことでした。

また、価格設定の経緯について尋ねたところ、利用実態と市街化区域隣接地という事情を考えて、両者協議の上決定したことです。

部会からは許可後は申請通り利用することを指導し、申請者もこれを了解しました。

追加議案書1ページ2番の案件です。

本件の譲受人M氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は譲渡人である合同会社Kを利用していた者の所有地であったが、身寄りがなかったため死亡時における相続人が存在せず、その財産の包括遺贈を受けた結果所有した農地であり、本来農業経営を想定しなかった同社に対し、地域で管理の協力をやってきました。

将来的にも自主な管理が見込めないことから、その引受先を探していたところ譲受人に打診があったとのことでした。

一方、譲受人が所有する育苗ハウスは自宅から離れた場所に現在設置しており、当該地は自宅前であることから経営の合理化が見込めるため申し出を承諾したことでした。

部会からは許可後は申請通り利用することを指導し、申請者もこれを了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

	(異議なし)
議長	皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第 28 号は、許可相当として意見決定することとしました。
議長	<p>次に、当日配布の再追加議案、 議案第 29 号、令和 3 年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願します。</p>
事務局 (局長)	<p>議案第 29 号、令和 3 年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見についてご説明します。 再追加議案書 1 ページをご覧ください。 新潟市の 6 農業委員会が農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、農地等利用最適化推進施策等に関する意見を提出するものです。 議案書をおめくりください。3 ページが趣旨説明となっております。 表題のあと、2 段目には農業を取り巻く状況、3 段目には、農業委員会での取り組み、そして 4 段目には、提出した施策を実現するよう要望する内容となっております。 5 ページをご覧ください。 各農委から提出された意見が掲載されております。秋葉区農業委員会からは、1 の「担い手への農地利用の集積・集約化に関するここと」として(1)「農用地区域内における農業用施設建設のための用途変更基準の緩和について」を提出しております。 要旨といったしましては、 担い手への農地集積を進め、耕作規模の拡大が求められる中、耕作規模に見合う設備、施設等の確保、それを設置する用地の確保が不可欠であること。 その用地は、既存集落内では環境の面や、面積の面でも適地がなく、それが規模の拡大を阻害する一面になっていること。 そのため、農用地区域内において、農業用施設が建設できるように用途変更基準の緩和を求めるもの。 あわせて、用途変更基準のガイドラインの具体的な内容を知らないので、基準を示して内容を議論させていただきたいと言う内容です。</p>

続いて、

2 の「遊休農地の発生防止・解消に関すること」として、新潟市西区農業委員会から、「遊休農地の発生防止・解消について」、

3 の「新規参入の促進に関すること」として、新潟市中央農業委員会から「担い手の育成・確保に新たな視点に立った農業政策の実施について」、

4 の「その他」として、新潟市北区農業委員会から「もみ殻処理への対応について」、新潟市南区農業委員会から「生産者を側面から支える消費・販路拡大の取組について」、新潟市西蒲区農業委員会から「新潟市農業振興地域整備計画への地域農家の意見・要望の反映について」と、

それぞれ、記載のとおり意見が提出されておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 29 号は、原案のとおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について、

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、

農地の転用事実に関する照会書について、

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、

農地法第 5 条転用届出に関する受理について、

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果について、

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 (白川係長)	<p>議案書の 48 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）についてでございます。</p> <p>新津地区 80 件、小須戸地区 27 件、筆数 777 筆、面積 650, 299 m²であります。</p> <p>つづいて議案書の 72 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、 賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。</p> <p>記載のとおり 26 件受理いたしました。</p>
(田中係長)	<p>78 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。</p> <p>記載内容のとおり 4 件回答しました。</p> <p>79 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてです。</p> <p>記載内容のとおり 6 件受理しました。</p> <p>81 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。</p> <p>記載内容のとおり 2 件受理しました。</p> <p>最後に、82 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果についてです。 令和 2 年 12 月末現在で記載内容のとおりの残高となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありますか。
	(質問、意見なし)
議長	皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
議長	それでは、これで令和 3 年 1 月の定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議長 小倉 栄造

署名委員 笠原 綱生

署名委員 坂上 静男